

平成 21 年 7 月 1 日

各 位

会 社 名 東邦グローバルアソシエーツ(株)
代表者名 代表取締役社長 黒 田 高 史
(コード番号 1757 大証第 2 部)
問合せ先 取締役 経営本部担当 友 田 純 子
(Tel. 03-5511-1700)

当社に対する訴訟の一審判決ならびに控訴に関するお知らせ

平成 20 年 10 月 29 日付「当社に対する債権差押及び転付命令の執行停止申立についてのお知らせ」にて公表いたしました請求異議訴訟につき、当社といたしましては、本件の理由となる債務は存在しておらず、平成 20 年 10 月 30 日付でなされている強制執行停止決定に基づき、本件差押え手続の更なる進行を阻止するため、東京地方裁判所にその旨の上申をいたしており、審理を続けておりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決言渡のあった裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成 21 年 7 月 1 日 (同日原本領収)

2. 判決の概要

本件各貸付は有効に成立しており、これに基づく本件公正証書も有効に成立しているものと認められるため、原告の主張を棄却し、強制執行停止決定を取消し、その仮執行ができるものとする。

3. 当社の主張

当社（債務者）と被告（債権者）の間には、請求の趣旨記載の公正証書が存在し、平成 17 年 12 月 22 日付金銭消費貸借契約及び同年 12 月 30 日付金銭消費貸借契約に基づき、当社が申立人に対し元金 1 億円の債務を負担していることと、当社が当該債務を履行しないときは直ちに強制執行に服することを認諾する旨の記載があります。しかしながら、当社は本件公正証書を所持しておらず、本件公正証書作成の理由とされている本件金銭消費貸借契約の証書も所持しておりません。

当社は、平成 20 年 10 月 29 日付適時開示にて公表いたしましたとおり、本件金銭消費貸借契約は成立しておらず本件公正証書には効力がないと判断し、同年 10 月 29 日、強制執行停止の申立を行いました。翌 30 日、本件強制執行停止の決定が発令されたことにより、本件公正証書に基づいてする全体の執行手続きは続行されず、既に開始された手続きは、その時点の状態に凍結されることになっておりました。

本件訴訟において、当社は金銭消費貸借契約は成立しておらず本件公正証書には効力がないと主張してまいりました。にもかかわらず、今回、当社の主張が認められなかったことは、誠に遺憾であります。

4. 今後の見通し

今回の判決は到底承服しがたいものでありますので、すみやかに、東京高等裁判所へ控訴の手続きを行い、本判決の不当性を主張していく方針であります。

なお、本件訴訟の推移によっては当社業績に影響を及ぼす可能性もありますが、現時点では、担当弁護士の意見をもとに支払債務は一切存在しないと確信しております。影響が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

本件が、通常の業務運営に対する影響はございませんが、今後の裁判の状況を勘案し、負う可能性のある債務についての引当金を計上しており、平成 21 年 3 月末日時点で概算 1 億 5 千万円の積立てをしております。

以 上